

各幼稚園長様
各小・中学校長様

教育委員会事務局
指導室長 宮崎 宏明
(公印省略)

延長された緊急事態宣言下の教育活動について

各校・園におかれましては、徹底した新型コロナウイルス感染症の感染予防と幼児・児童・生徒の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、感染者数こそやや減少傾向はみられるものの、重症者数、死亡者数は引き続き高い水準にあり、いまだ予断を許さない状況です。

つきましては、学校（園）については、基本的に令和3年1月6日付 2中教指第4057号「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」により通知した対応を継続させていただきますが、部活動の再開を制限しながらも前倒しするなど、感染症対策についての指導を徹底しながらも、実施可能な教育活動に取り組んでいただくようお願いします。

記

1 緊急事態宣言中に留意する新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 飛沫感染の可能性が高い活動について

- ①各教科等における授業について、グループや少人数による話し合い活動等の感染の原因になりうる活動は行わない。
- ②音楽や体育・保健体育、家庭科等の授業での合唱・飛沫感染の可能性のある合奏、身体接触を伴う活動、調理実習等の活動は行わない。
- ③教室や職員室等で、マスクを外した状態が、一定時間以上続いたり、短時間であっても密集して飛沫感染の可能性のある合唱や合奏を行った場合は、一人でも陽性者が出ると濃厚接触者が広範囲に広がるおそれがあることに十分留意する。

(2) 給食や休み時間における感染症予防策の徹底

- ①給食の際、私語を慎むとともにマスクは食べる直前に外し、食べ終えた後は速やかにマスクを着用する。
- ②休み時間は、大人数、大声、至近距離での会話は控える。

(3) 学校行事等について

実施する場合には、下記の留意点に配慮した上で計画・実施する。

- ①幼児・児童・生徒が1学年以上集まる行事は開催はしない。
- ②保護者の参観は行わない。
(保護者のみで集まる会は、時間、人数等を制限して行うことは可)
- ③来賓・地域関係者は招かない。(オンライン等での実施は可)

(4) 部活動について

① 2月21日(日)までは実施しない。

② 感染者数の動向に注視しながら、学校の実態に応じて2月22日(月)以降は活動を再開してもよい。ただし、緊急事態宣言中は18時までに生徒を完全に下校させることとする。

※感染リスクの高い活動は控え、特に接触を伴う活動、飛沫感染の可能性のある合奏等においては、必ず感染症対策を講じる。生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。

※運動中もマスクを着用するなど感染症対策を徹底する。

※マスクを外す場面では、大人数、大声、至近距離での発声や会話は控える。

③ 対外試合・合同練習等の実施や大会参加など、校外での活動については行わない。

(5) 校外学習・遠足等について

感染症の拡大防止を鑑み、中止・延期または現在予定している計画を見直した上で実施等を判断する。実施する場合には、下記の留意点に配慮した上で実施する。

① 移動手段は、徒歩または換気に留意した貸し切りバスでの実施のみとする。

② 公共交通機関を利用する移動は行わない。

③ 見学地については、人が密集したり、直前でのキャンセルが難しい、または高額なキャンセル料が発生したりする場所・施設は避ける。

(想定している宿泊行事以外はキャンセル料の補填が難しいため)

④ 校外学習先で食事を取る際は、密にならないよう場所や座席等に十分配慮する。

⑤ 実施する際には、健康観察カードを活用し、本人の健康状況だけでなく、家族の状況についても1週間程前から把握することで、実施の判断や移動先での発熱等に適切に対応する。

(6) 土曜授業公開について

緊急事態宣言中の土曜授業について、保護者等への公開を行わない。

2 2月～3月に実施される区主催の研修等の変更点について

2月13日(土)	第3回オープンキャンパス	各校区の実態に応じて実施する
※留意点		
○原則として児童・生徒は参加せず、保護者対象の学校説明会とする。		
○全保護者が一堂に会することを避け、時間や会場等を指定して実施する。		

日程	名称	実施について
2月18日(木)	第10回初任者研修および教育マイスター閉講式	実施する
2月22日(月)	第3回特別支援教育コーディネーター連絡協議会	実施する
2月25日(木)	第5回 生活指導主任会	実施する
3月9日(火)	第4回 教務主任会	実施する
3月11日(木)	学校教育向上事業連絡協議会	実施する

※実施する研修については、感染症対策に配慮し、一部内容等に変更を加えて実施します。
詳細につきましては、研修会ごとに別途通知します。

3 家庭における感染症対策の依頼

学校だよりやホームページ等を活用し、**【別添1】「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」**及び**【別添2】周知資料「今冬の新型コロナウイルスに対する感染予防のポイント」**(東京都教育委員会)を参考に、特に下記の点について保護者等への啓発をお願いします。

- (1) 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- (2) 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛する。

4 教職員の健康管理の徹底

- (1) 各自健康管理を徹底するとともに、家庭外での会食等に参加する場合には、参加する人数や開催時間を絞る等、十分留意する。
- (2) 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- (3) 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛する。

【担当】 教育委員会事務局指導室
指導主事 鎌形 孝二
内 線 6 4 2 2